

練馬区住宅修築資金 融資あっせんのしおり

この制度は、自己資金だけでは住宅の修築が困難な方に対し、区内の金融機関（信用金庫・農協）に融資のあっせんを行い、金融機関を通じて区が利子補給することにより、低利で融資をするものです。所得や住宅の広さなど、申込みには一定の条件があります。このしおりで確認の上、お申込みください。詳しくは下記にお問合せください。

融資の審査および貸付は金融機関が行います。融資の条件や審査、手続方法等については、事前に金融機関（信用金庫・農協）にご相談されることをお勧めします。

お問合せ・申込先

練馬区建築・開発担当部住宅課管理係（本庁舎 13 階）

電話 5984-1289 （直通）

※ 必ず着工前にお申込みください。

◎受付期間 令和8年4月1日から

予算額に到達したら締め切ります。

あっせんの対象となる住宅・工事

●対象となる住宅

- (1) 練馬区内にある住宅で、居住部分の床面積が 175 m²以下であること。
- (2) 事務所・店舗等併用住宅の場合は、居住部分の床面積が全体の 2 分の 1 以上であること。
- (3) 住宅が申込者本人の所有でない場合は、その工事について所有者の承諾(共有の場合は、本人以外の共有者の承諾)が得られること。
- (4) 耐震改修の場合、練馬区民間建築物耐震化支援事業実施要綱第 5 条の規定に適合し、住宅改修を行う住宅であること。

●対象となる工事

- (1) 基礎、土台、外壁、屋根、台所、トイレ、浴室、床、内壁などの修築
 - ※ 建物の全部を取り壊して新たに住宅を建て直す場合は、あっせんの対象となりません。
 - ※ 耐震改修工事あるいはアスベスト対策工事は区から受ける助成金を差引いた金額が対象になります。また、居住部分をあわせて行うリフォーム工事も対象となります。
- (2) **増築工事 — つぎの①②③全ての条件を満たす場合に限ります。**
 - ① 増築する部分の床面積が 20 m²以下であること。
(増築後の床面積が 175 m²以下であること。)
 - ② すでに同居しているか工事終了後 3 か月以内に同居する予定の高齢者(65 歳以上)または練馬区心身障害者福祉手当条例第 2 条第 1 項の規定に該当する者が、常時使用する部分の増築工事であること。
 - ③ その増築工事について、建築確認が受けられること。

練馬区心身障害者福祉手当条例第 2 条第 1 項別表(抜粋)

- 1 知的障害者であって知的発達の遅滞の程度が中度以上である者
- 2 知的障害者であって知的発達の遅滞の程度が軽度である者
- 3 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち同法規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号による障害の程度(以下本項において「障害の程度」という)が 2 級以上である者
- 4 障害の程度が 3 級程度である者
- 5 脳性まひまたは進行性筋萎縮症を有する者
- 6 スモンその他の特殊疾病のうち規則で定める疾病を有する者

(3) 危険なブロック塀などの改良

区の事前調査が必要です。危機管理室へご相談ください。

(防災まちづくり事業実施地区内に所在する塀の場合は、防災まちづくり課)
(対象となる塀および工事)

公道に面していて、震災時に倒壊し、死傷事故を起こす恐れがあると区が判断した塀を、※法令に定める基準に沿った、安全で強度十分な塀に改良することを設計図等により確認できる工事。 ※ 建築基準法施行令第 62 条の 8

(4) アスベスト対策工事

(対象となる工事)

練馬区アスベスト等除去工事助成要綱に基づく区の助成交付が決定した工事

※ 工事に際しては、練馬区アスベスト飛散防止条例を遵守すること。

(5) 耐震改修工事

(対象となる工事)

練馬区耐化促進事業助成要綱または練馬区民間建築物耐震化支援事業実施要綱に基づき、区の助成金交付が決定した住宅の耐震改修工事

申込者の資格

申込み日現在、つぎの要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 練馬区内に引き続き 1 年以上居住していること。
- (2) 20 歳以上で、償還完了時に 70 歳未満であること。
- (3) 前年の世帯総所得が 1,200 万円以下であること。
- (4) 住民税・軽自動車税を滞納していないこと。
- (5) 東京都内または隣接する県内に 1 年以上居住し、住民税・軽自動車税を滞納していない連帯保証人（練馬区外の場合は、前年度の住民税を滞納していないこと。）が得られること。

※ 危険な塀の改良工事およびアスベスト対策工事の場合は、(1)の居住期間および(3)の所得に関する条件は問いません。

融資あっせんの条件

金 額： 工事見積り金額内で 10 万円から 500 万円まで（1 万円単位）
（耐震改修工事、アスベスト除去工事で区の助成金の交付を受けている場合、その金額を差引きます。）

返済期間： 7 年（84 ヶ月）以内 （区の利子補給期間も最長 7 年です。）

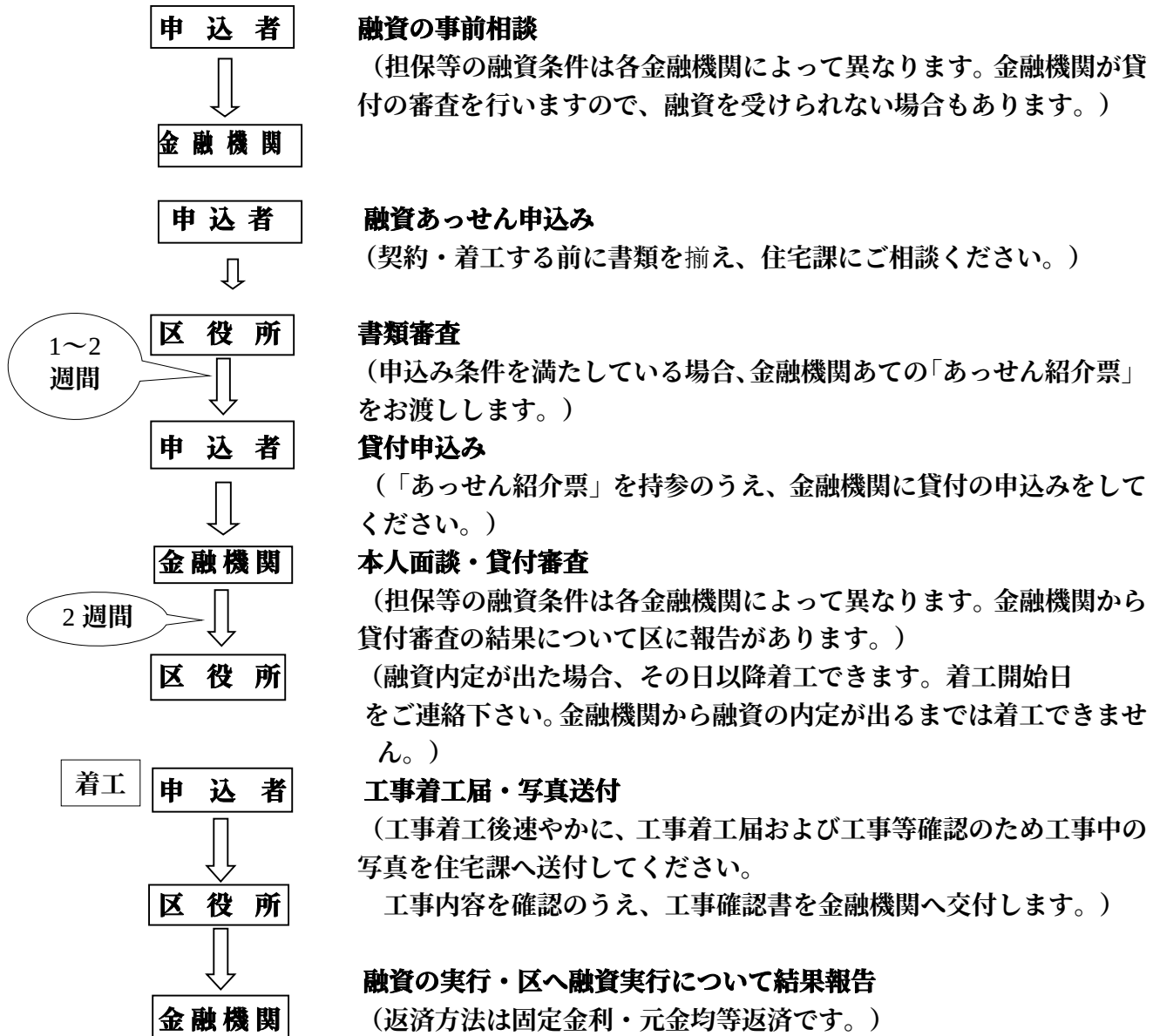
返済方法： 元金均等による月賦返済 （ボーナス併用払いはできません。）

利 率： 固定金利（巻末の利率表をご覧ください。）

工事内容、世帯所得、世帯構成等によって、申込者の利子負担率が異なります。

申込みから融資実行まで

※申込者の状況により、必要書類が異なりますので、事前にお問合せください。



※ 注意事項

中古住宅等を修築した後に入居する予定で申込みした場合は、融資実行の条件として、所有権移転登記が完了していることが必要です。

金融機関の貸付条件として、抵当権の設定や、信用保証機関の保証を求められる場合があります。その際の費用は申込者の負担となります。

すでにこの制度による融資を受け償還中の方は、別の工事を行う場合でも、この融資あっせんは受けられません。

申込みに必要な書類など

必 要 な も の	申 込 者	連帯保証人
● 住宅修築資金融資あっせん申込書	○	—
● 工事見積書	○	—
● 住民票 申込者は世帯全員のもの	○	○
● 印鑑登録証明書（申込者、連帯保証人、修築の承諾者）	○	○
● 前年（確定していないときは前々年）の所得を証明できるもの 申込者は世帯全員のもの (例)源泉徴収票・確定申告書の控え・年金支払通知書など	○	○
● 住民税納税証明書 連帯保証人の住所が <u>練馬区外</u> の場合は、前年度(発行できない時は前々年度)の課税額と納付済額が明示されているもの	—	○
● 登記簿謄本（土地・建物の両方） ※ 住宅が申込者以外の所有である場合（申込者との共有の場合も同様）所有者の「修築承諾書」	○	—

〔その他必要なもの〕

※建築確認申請が必要な工事を行う場合 ⇨ その工事に係る「建築確認通知書」

※障害者同居世帯の場合 ⇨ 練馬区心身障害者福祉手当条例第2条第1項に該当することがわかる書類

※アスベスト対策工事を行う場合 ⇨ 分析報告書

※耐震改修工事を行う場合 ⇨ 練馬区からの耐震改修工事助成金交付決定通知書の写し

融資の取りやめ・利子補給金の返還

つぎの場合には融資を取り止め、または利子補給金を返還していただきます。

- 融資内定前に工事をはじめたとき
- 融資内定後3ヶ月を過ぎても工事を着工しなかったとき
- 事実を偽って申込みをしたとき
- 高齢者・障害者と同居予定で申込み、工事終了後3か月以内に同居しなかったとき
- 償還を怠ったとき、その他この制度の定めに従わなかったとき

取扱金融機関

令和8年4月現在

西京信用金庫（6店）

富士見台支店	富士見台	2 - 1 - 1 4 ☎	3 9 9 0 - 1 1 6 1
練馬支店	豊玉北	5 - 1 4 - 3 ☎	3 9 9 3 - 4 3 1 1
江古田支店	栄町	4 4 - 7 ☎	3 9 9 3 - 7 6 1 1
北町支店	北町	1 - 3 0 - 4 ☎	3 9 3 1 - 0 1 3 1
大泉支店	東大泉	3 - 2 0 - 8 ☎	3 9 2 1 - 1 2 1 1
氷川台支店	氷川台	3 - 3 3 - 3 ☎	3 9 3 7 - 0 4 1 1

巣鴨信用金庫（6店）

江古田支店	旭丘	1 - 5 5 - 1 ☎	3 9 5 1 - 1 1 2 1
練馬支店	練馬	1 - 4 - 1 ☎	3 9 9 2 - 2 1 0 1
田柄支店	田柄	2 - 5 - 2 7 ☎	3 9 7 7 - 4 1 1 1
土支田支店	土支田	4 - 7 - 7 ☎	3 9 2 3 - 3 1 1 1
平和台早宮支店	早宮	2 - 1 7 - 3 7 ☎	3 9 3 3 - 7 7 1 1
光が丘支店	田柄	5 - 1 6 - 6 ☎	5 2 4 1 - 2 6 1 1

西武信用金庫（1店）

大泉支店	大泉学園町	7 - 1 5 - 7 ☎	3 9 2 1 - 6 7 1 1
------	-------	---------------	-------------------

東京信用金庫（5店）

中村橋支店	中村北	3 - 1 6 - 1 1 ☎	3 9 9 9 - 5 1 0 1
練馬支店	春日町	1 - 1 5 - 2 ☎	3 5 7 7 - 0 7 6 1
大泉支店	大泉学園町	7 - 1 6 - 2 1 ☎	3 9 7 8 - 8 0 1 1
武蔵関支店	関町東	1 - 2 1 - 9 ☎	5 9 9 1 - 4 1 1 1
土支田支店	土支田	4 - 3 - 1 ☎	3 9 2 2 - 3 6 6 3

城北信用金庫（3店）

上石神井支店	上石神井	4 - 1 - 1 2 ☎	3 9 2 9 - 2 1 3 1
谷原支店	谷原	2 - 5 - 6 ☎	3 9 0 4 - 1 1 5 1
平和台支店	早宮	2 - 1 7 - 4 3 ☎	3 9 3 3 - 1 1 2 1

朝日信用金庫（1店）

大泉支店	大泉学園町	6 - 1 2 - 4 0 ☎	3 9 2 1 - 3 2 1 1
------	-------	-----------------	-------------------

東京東信用金庫（1店）

江古田支店 旭丘 1－27－9 ☎ 3952－1236

東京シティ信用金庫（1店）

石神井支店 石神井町 2－14－1 ☎ 3997－2195

芝信用金庫（1店）

田柄支店 田柄 3－6－20 ☎ 3825－1311

東京あおば農業協同組合（JA東京あおば）（7店）

練馬春日町支店	春日町	1－17－34	☎	3999－1451
中村橋支店	中村北	3－11－6	☎	3999－1611
田柄支店	田柄	2－20－10	☎	3939－0021
平和台支店	平和台	4－7－6	☎	3937－0881
石神井支店	石神井町	5－11－7	☎	3995－4121
関町支店	関町北	4－11－3	☎	3920－4128
大泉支店	大泉学園町	2－12－17	☎	3925－3111

利 率 表

● 下記の利率は、令和８年４月１日現在のものです。金利情勢により変更することがあります。（金利は実行日のものが適用されます。）

対象区分		世帯所得	年利率（固定金利）	
			申込者 負担率	区利子 補給率
一般世帯	○住宅の修築	8,352,000 円以下	1. 3%	0. 7%
		8,352,001 円から 12,000,000 円まで	2. 0%	利子補給無
高齢者・ 障害者 同居世帯	○住宅の修築 ※高齢者・障害者が常時使用する 箇所の修築	3,540,000 円以下	利子全額補給	2. 0%
		3,540,001 円から 8,352,000 円まで	0. 6%	1. 4%
		8,352,001 円から 12,000,000 円まで	2. 0%	利子補給無
○ 危険なブロック塀などの改良 ○ アスベスト対策工事		無制限	1. 0%	1. 0%

※修築部分が高齢者・障害者が常時使用しない箇所（他の家族専用部屋等）は対象外とするが、外壁、屋根、台所、トイレ等、共用部分の場合は対象とする。

「所得」とは ○ 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額が所得金額です。
○ 確定申告書の第一表の所得金額の合計欄が所得金額です。
○ この他の収入（年金等）についてはお問合わせください。